

2012年11月26日 全3頁

いがいと知らない政府系金融機関

第7回 福祉医療機構(WAM)

～貸付事業を中心に8事業1業務を提供～

金融調査部 主任研究員 菅野泰夫

[要約]

- 東日本大震災からの復興、円高・デフレの悪循環からの脱却や資源エネルギーの確保など日本経済の課題は山積しており、経済成長を占ううえで、官・民が問題解決に向けて適切に連携することの重要性が高まっている。
- 民間金融機関にとっては時として投資先、時として協力関係となる、政府出資のある政府系金融機関や政策実施機関等の公的金融の存在。その意外と知られていない姿を数回のシリーズにわたり紹介していく。
- 第7回目は福祉医療機構(WAM)を解説する。

1. 設立から現在まで

～小回りのきく福祉医療支援の専門店としてワンストップサービスを実施～

独立行政法人福祉医療機構(機構)は、福祉の増進と医療の普及向上を目的として独立行政法人福祉医療機構法に基づき設立された法人である(厚生労働省所管)。1954年に設立された社会福祉事業振興会と1960年に設立された医療金融公庫の統合で1985年に発足した社会福祉・医療事業団が、2003年に独立行政法人に移行し現在に至る。その後、2010年に国が実施した行政刷新会議の事業仕分け等の独立行政法人改革のなかで「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が閣議決定され、機構は2014年4月に中期目標行政法人(主務大臣が示す中期目標達成のため自主性を発揮し効果的な事業実施が期待される法人)への移行が予定されている。

2. 施設建設費などで3兆円の融資残高

機構は福祉医療の総合的支援機関として図表1の8事業1業務をワンストップで一体的に提供している。中でも、機構の中核をなす福祉医療貸付事業は財政融資資金からの借入れと財投機関債によって貸付原資を調達している。2011年度末の融資残高をみると福祉貸付が1兆5,174

億円、医療貸付が1兆6,849億円の計3兆2,023億円。一般的に社会福祉施設の立ち上げには国や地方公共団体による補助があるものの、社会福祉法人等にはある程度の自己資金が求められる。福祉貸付は設置・整備資金として、特別養護老人ホーム、保育所等を運営する社会福祉法人等に自己資金の一部を融資している。また、医療貸付では、病院、診療所、介護老人保健施設等の設置・整備に必要な建築資金、経営安定化に必要な運転資金を医療法人等に融資している。社会福祉法人は非営利で概して事業規模も小さく財政基盤が脆弱という課題を抱える。また、医療法人も医療法により配当の禁止や広告の制限等の制約があるうえ、診療報酬や介護報酬といった公定価格で収益が決定するにもかかわらず、設備に係る多額の初期投資が必要で民間からの資金調達には限界があるとされる。

図表1 福祉医療機構の業務内容（8事業1業務）

一般勸定	共済勸定	保険勸定	年金担保貸付勸定	労災年金担保貸付勸定	承継債権管理回収勸定
<p>■福祉医療貸付事業</p> <p>社会福祉施設、医療施設等に対して建築資金や運営のための資金を融資</p> <p>■福祉医療経営指導事業</p> <p>融資を通じて蓄積したデータを活用し、福祉医療施設の安定経営を支援</p> <p>■福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）</p> <p>福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供</p> <p>■社会福祉振興助成事業</p> <p>助成事業を通じて、NPO等が実施する地域を支える福祉活動を支援</p> <p>財投機関債発行勸定</p>	<p>■退職手当共済事業</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を実施</p>	<p>■心身障害者扶養保険事業</p> <p>地方公共団体（都道府県・指定都市）が実施している心身障害者扶養共済制度により、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険</p>	<p>■年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険又は国民年金の支払を受けている方に、医療・介護・住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資</p> <p>財投機関債発行勸定</p>	<p>■労災年金担保貸付事業</p> <p>労働者災害補償保険制度に基づく年金の支払を受けている方に、医療・介護・住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資</p>	<p>■承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>年金資金運用基金が行っていた、年金住宅等融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施</p>

（出所）独立行政法人福祉医療機構資料より大和総研作成

医療貸付の具体的事例として、60床規模の脊椎疾患専門病院を開設しようと、機構に相談があった勤務医に対する病院建築資金の融資案件を紹介したい。ドクターには独立するにあたり病院経営の経験がないことから、融資相談に加えて病院経営に関するアドバイスも併せて実施した。具体的には、患者確保のための受療動向、罹患率、周辺施設の状況等の客観的なデータに基づき経営計画を検証。多くの病院で課題となっている看護師の確保については、他法人の事例を参考に給与水準の適正性、採用予定人数、採用ルートを具体化した採用計画を策定支援した。収支面では、機構の保有する既存借入先の財務データと比較することで、患者単価など著しく現実と乖離した数値を補正し計画に反映させた。なお、融資相談ではドクターの勤務時間を外すなどの配慮も欠かさなかった。同院は開業3カ月で病床稼働率40%、9カ月後には80%を達成できる見通しという。

また、機構では東日本大震災で大きな被害を受けた施設に対する災害復旧支援にも取り組んでいる。例えば、沿岸部のある社会福祉法人は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、認知症グループホーム等の施設が半壊、流出するなど甚大な被害を受けた。機構は直ちに現地に赴き被害状況を確認するとともに、別の地域に移転する際の土地購入費用も含めて災害復旧資金として融資が可能であることを伝えて、復旧計画の策定を支援した。その際には、地方公共団体や

地元関係団体との情報交換を通じて、地域の金融機関の被災状況なども把握した上で、機動的な融資を行った。

3. 年金担保貸付は年金受給者の生活を支援

年金・労災年金担保貸付も福祉医療貸付と同様に機構の機能の一つとなっている。年金担保貸付は財政融資資金の借入れは行わず、財投機関債により貸付原資を調達する。労災年金担保貸付の貸付原資は政府からの出資金であり、借入れ等を行っていない。これらの貸付けは、厚生年金保険、国民年金、労働者災害補償保険の各制度の年金受給者に対して、一時的な出費（医療・介護・住居・冠婚葬祭等）などに必要な小口資金を低利で融資し、生活を支援するものだ。厚生年金保険法、国民年金法、労働者災害補償保険法により、年金受給権を担保に供することは禁止されているが、機構の年金担保貸付は例外として認められているため、民間との競合はない。高齢者に対する民間金融機関の融資審査はハードルが高いと言われており、年金担保貸付は高齢者が一時的に必要な資金を融通することができるツールとして、極めて公益性の高い事業といえる。

4. 今後、機構に期待されること

7月末に閣議決定された「日本再生戦略」では、医療・福祉分野が新たな成長を目指す重点的分野と位置付けられた。機構は政策金融として国の施策と連携し、介護基盤の緊急整備、待機児童の解消を目指す保育所整備、病院等の耐震化整備など、民間金融機関では融資が難しい社会福祉施設や医療施設等に対し長期・固定の資金を提供することが今後も大いに期待されている。その際には福祉医療に関する多様な事業を一体的に実施していることも大きな強みになるだろう。また、東日本大震災を受けて、セーフティネットとして、危機時における福祉・医療制度の基盤を支える役割が改めて注目された。今後も多くの分野において機構の役割が期待されるといえるだろう。

(付記)

本稿の執筆に当たっては、福祉医療機構の関係各部署から有益なアドバイスをいただいた。この場を借りて感謝の意を表したい。